沖市保幼第427010号
令和3年4月27日

保育所等を利用する保護者　様

沖縄市長　　桑　江　朝千夫
（公印省略）

保育所等において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を防ぐための
留意事項について（通知）

平素より、本市の新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本市では、これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、保護者の皆様には、保育所等にて濃厚接触者が確認された際には、施設の消毒や発症の有無を確認する期間の家庭保育のご協力をいただいており、感染者を確認した際には、やむを得ず、休園を行い、家庭での保育をお願いしてきたところです。

令和3年度に入り、沖縄県は「まん延防止等重点措置」に指定されるなど、新型コロナウイルス感染症の市民生活へ与える影響は、依然、厳しいものとなっております。

そのような中、市内保育所等においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みを徹底しながら、こども達の健やかな成長と保護者の就労等をサポートに努めております。

保育所等にて濃厚接触者や感染者が確認された場合、家庭保育の協力依頼や休園を実施するため、多くの保護者への影響が大きいことから、これまでも、「保育所等において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための留意事項」を作成し、保護者への通知とご協力をお願いしてまいりましたが、改めて、保護者の皆さまへのご理解とご協力をお願い申し上げます。

別紙

【保育所等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための留意事項】

※令和3年4月26日一部修正

（１）園児について、登園前の体温計測を徹底し、平熱より高い発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、登園をお断わりすることとします。同様に、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りすることとします。
ただし、呼吸器症状が感染症のものでないと医師が判断した場合は、受け入れを行います。
（保護者の皆さまには、お子さんが平熱より高い発熱や風邪症状がある場合、無理せず登園を控えるなど、慎重な判断をお願いします。）

（２）園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から２週間（又は保健所の指示する外出自粛期間）は登園をお断わりすることとします。

（３）園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を臨時休園にする場合がございます。

（４）園児や同居する家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかに利用する保育所等への情報提供をお願いいたします。
また、PCR検査を受ける同居する家族に発熱や呼吸器症状がある場合、園児について、無理せず登園を控えるなど、慎重な判断をお願いします。

（５）園児が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者に特定された場合、速やかに利用する保育所等への情報提供をお願いいたします。
また、園内における感染拡大防止を図るため、個人を特定されないよう配慮しながら、他の園児の保護者に対する注意喚起や家庭保育の協力を依頼することにご理解をお願いいたします。（感染者や濃厚接触者に関する照会には、お答えすることはできません。ご了承ください。）

（６）同居家族内又は近日中に接触のあった方が、新型コロナウイルス感染症の感染者の可能性がある場合、感染の確認前から、園児の登園については、無理せず登園を控えるなど、慎重な判断をお願いします。